

第15号議案

平成23年度京都府工業用水道事業会計予算

(総則)

第1条 平成23年度京都府工業用水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給水事業所数	35事業所
(2) 年間総給水量	10,661,580立方メートル
(3) 一日平均給水量	29,130立方メートル

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

		収	入
第1款	工業用水道事業収益		225,656千円
第1項	営業収益		224,065千円
第2項	営業外収益		1,591千円
		支	出
第1款	工業用水道事業費用		198,335千円
第1項	営業費用		194,735千円
第2項	営業外費用		3,099千円
第3項	特別損失		1千円

第 4 項 予 備 費 500千円

(資本的収入及び支出)

第 4 条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 111,304千円は、減債積立金 608千円、建設改良積立金 11,538千円、当年度分消費税資本的収支調整額 5,149千円及び過年度分損益勘定留保資金 94,009千円で補填するものとする。）。

取 入

第 1 款 資 本 的 収 入 1千円

第 1 項 固 定 資 産 売 却 代 金 1千円

支 出

第 1 款 資 本 的 支 出 111,305千円

第 1 項 建 設 改 良 費 108,132千円

第 2 項 企 業 債 償 還 金 2,673千円

第 3 項 予 備 費 500千円

(債務負担行為)

第 5 条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
平成 23 年度 工業用水道施設改良事業費	平成23年度から平成24年度まで	60,000 <small>千円</small>

(一時借入金)

第 6 条 一時借入金の限度額は、40,000千円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第 7 条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議

会の議決を経なければならない。

職員給与費

52,422千円

平成23年2月7日提出

京都府知事 山田 啓二